

あきる野市人事行政の運営等の状況

あきる野市の人事行政の運営における公正性及び透明性を高めるため、あきる野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第13号）に基づき、平成28年度の職員数、勤務条件等の概要を市民の皆さんにお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（単位：人）

平成28年4月1日現在職員数 (a)	採用等の状況 平成29年4月1日 (b)	派遣 (帰任) (c)	退職等の状況 (28年4月2日から29年4月1日)					平成29年4月1日現在職員数 (i=a+b+c-h)	前年度比較 (i-a)
			定年 (d)	普通 (e)	死亡 (f)	その他 (g)	計 (h=d+e+f+g)		
422	23	0	12	1	0	1	14	431	9

※平成29年4月1日現在の職員数（i）の他に西秋川衛生組合へ2人、東京都三市収益事業組合へ1人を派遣しております。

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）に伴い、平成28年4月1日から能力、実績に基づく人事管理の徹底、職員の士気向上、人材育成等を行うため、全職員を対象に人事評価を実施しています。評価は職員の自己申告等をもとに業績評価、能力評価及び総合評価により行われます。

- (1) 評価期間
4月から3月まで
- (2) 評価方法
評価は項目ごとに5段階（絶対評価）で行います。
- (3) 人事評価の活用
被評価者の任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用します。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	昨年度の 人件費率
平成28年度	平成29年3月31日現在 81,315人	千円 29,275,851	千円 405,554	千円 4,037,148	% 13.8	% 12.9

- (注) 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などが含まれます。
- 2 普通会計とは、一般会計から国民健康保険や後期高齢者医療にかかる人件費を除く統計上の会計です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与 と費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成29年度	397人 (37)	千円 1,614,639	千円 370,583	千円 679,942	千円 2,665,164	千円 6,713

- (注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。
- 2 職員手当には、退職手当を含みません。
- 3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。
- 4 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれております。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
あきる野市	318,846円	397,864円	41.3歳	330,962円	385,359円	51.3歳
東京都	314,841円	445,081円	41.5歳	293,011円	395,511円	49.3歳

(注) 平均給与月額は、その月に支給される給料及び諸手当の合計額です。

(4) 職員の初任給の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分		初任給		
		あきる野市	東京都	国
一般 行政職	大学卒	円 182,700	円 182,700	円 総合職 182,700 一般職 178,200
	高校卒	144,600	144,600	146,100

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な 職務内容	部長	課長	課長補佐 係長 主査	主任	一般事務 一般技術	
職員数	12人	39人	100人	84人 (22人)	106人 (14人)	341人 (36人)
構成比	3.5%	11.4%	29.3%	24.7% (61.1%)	31.1% (38.9%)	100.0% (100.0%)

(注) 1 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(6) 特別職の報酬等の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	給料・報酬	期末手当(平成29年度支給割合)	
市長	860,000円	6月期	2.125月分
副市長	740,000円	12月期	2.225月分
		合 計	4.35月分
議長	510,000円	6月期	2.125月分
副議長	456,000円	12月期	2.275月分
常任委員長	441,000円	合 計	4.40月分
議会運営委員長	441,000円		
議員	433,000円		

(7) 職員手当の状況(普通会計)

区分	あきる野市			東京都			国					
期末・勤勉手当	(平成28年度支給割合) 単位：月分			(平成28年度支給割合) 単位：月分			(平成28年度支給割合) 単位：月分					
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計			
	6月期	1,225 (0,650)	0,850 (0,400)	2,075 (1,050)	6月期	1,225 (0,650)	0,850 (0,400)	2,075 (1,025)	6月期	1,225 (0,650)	0,800 (0,375)	2,025 (1,025)
	12月期	1,375 (0,800)	0,950 (0,450)	2,325 (1,250)	12月期	1,375 (0,800)	0,950 (0,450)	2,325 (1,250)	12月期	1,375 (0,800)	0,900 (0,425)	2,275 (1,225)
	合計	2,600 (1,450)	1,800 (0,850)	4,400 (2,300)	合計	2,600 (1,450)	1,800 (0,850)	4,400 (2,300)	合計	2,600 (1,450)	1,700 (0,800)	4,300 (2,250)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有					
退職手当	単位：月分			単位：月分			単位：月分					
	(支給率)	普通	定年	(支給率)	普通	定年	(支給率)	普通	定年			
	勤続20年	23.5	23.5	勤続20年	23.5	23.5	勤続20年	20.445	25.55625			
	勤続25年	31.5	31.5	勤続25年	31.5	31.5	勤続25年	29.145	34.5825			
勤続35年	45.0	45.0	勤続35年	45.0	45.0	勤続35年	41.325	49.59				
最高限度額	45.0	45.0	最高限度額	45.0	45.0	最高限度額	49.59	49.59				
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)					
平成28年度1人当たり平均支給額	普通 836万円(平均勤続19年9月) 定年等 2,496万円(平均勤続36年4月)		平成28年度1人当たり平均支給額	普通 241万円(平均勤続6年11月) 定年等 2,262万円(平均勤続34年0月)								

(注) 1 期末・勤勉手当の()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当 (平成29年4月1日現在)	支給対象地域	全地域
	支給率	10%
	支給対象職員数	397人
	東京都の制度(支給率)	地域区分により 20~0%
	国の制度(支給率)	地域区分により 20~0%
支給対象職員1人当たり 平均支給年額(平成28年度)	386,942円	

特殊勤務手当 (平成28年度)	区分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		3.1%
	支給職員1人当たり平均支給年額		9,315円
	手当の種類(手当数)		7種類
	代表的な 手当の名称	支給額の多い手当	危険手当
職員に支給されている手当		危険手当 税務手当	

時間外勤務手当	平成28年度	支給総額	86,384千円
		職員1人当たり支給年額	229千円
	平成27年度	支給総額	90,652千円
		職員1人当たり支給年額	242千円

(平成29年4月1日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 10,000円 配偶者以外の扶養親族 7,500円 配偶者のない職員の第1子 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(配偶者のない職員の第1子を除く)1人につき4,000円を加算	異なる	配偶者 10,000円 配偶者以外の扶養親族 8,000円 配偶者のない職員の第1子 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算
住居手当	当該年度末35歳未満の世帯主で、家賃月額15,000円以上で住宅を借り受けている職員 15,000円	異なる	賃貸住宅居住職員に対する最高限度額 27,000円
通勤手当	交通機関利用 原則6か月定期券額を支給 1か月当たり支給限度額 55,000円 交通用具使用 通勤距離に応じて支給 (車、自転車等)	一部異なる	交通機関利用 原則6か月定期券額を支給 1か月当たり支給限度額 55,000円 交通用具使用 通勤距離により支給額が異なる (車、自転車等)

(8) 定員の状況 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数		対前年増減数			主な増減理由	
	平成 28年	平成 29年	増員数	減員数	差引		
一般行政部門	議 会	6	6	0	0	0	
	総 務	91	94	4	1	3	防災関係業務の増(1)、契約関係業務の増(1)事務の移管による増(2)、財務会計システム更新事務終了に伴う減(Δ1)
	税 務	36	35	0	1	Δ1	都への研修派遣終了に伴う補充職員の減(Δ1)
	民 生	84	89	5	0	5	子育て支援拠点施設整備に伴う子ども家庭部の再編による増(3) 非常勤保育士退職に伴う補充による増(1)、退職者補充のための一時的な重複配置による増(1)
	衛 生	40	41	1	0	1	子育て支援拠点施設整備に伴う母子保健事業充実による増(1)
	農林水産	10	10	0	0	0	
	商 工	18	15	2	5	Δ3	組織改正に伴う商工一般部門の増(2) 事務の移管による減(Δ2)、組織改正に伴う観光部門の減(Δ3)
	土 木	34	36	4	2	2	住宅係の新設に伴う増(3)、東京都の新規研修派遣に伴う増(1)、退職者不補充に伴う減(Δ1)、再任用短時間勤務職員の補充による減(Δ1)
	小 計	319	326	16	9	7	
特別行政部門	教 育	70	71	4	3	1	学校給食センター建設に係るPFI所管係の新設に伴う増(1)、組織改正に伴う保健体育一般部門の増(2)、オリパラ組織委員会への新規研修派遣に伴う増(1)、組織改正に伴う公民館部門の減(Δ1)、組織改正に伴う給食センター部門の減(Δ1)、退職者不補充に伴う減(Δ1)
	小 計	70	71	4	3	1	
普通会計計		389	397	20	12	8	
公営企業等会計部門	下 水 道	5	5	0	0	0	
	そ の 他	28	29	1	0	1	新制度に向けた国民健康保険法の改正に伴う増(1)
	小 計	33	34	1	0	1	
合 計		422 (40)	431 (37)	21	12	9	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員を除いています。
2 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(9) 給与水準

平成28年4月1日現在で、国の一般行政職職員の給与を100とした場合、東京都は101.6で、あきる野市は99.1です。都内26市中で3番目に低い水準となっています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（平成29年4月1日現在）

職員の勤務時間は、基本型は午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。

(2) 休暇の状況

休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、感染症予防休暇、災害休暇、事故休暇、業務停止休暇、骨髄液提供休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、短期の介護休暇及び介護休暇があります。

平成28年の年次有給休暇の平均取得日数は10.2日です。

(3) 育児休業の状況（平成 28 年度）

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、子が3歳に満たない場合は「育児休業」を、小学生未満の場合は1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる「部分休業」を取得することができます。

（単位：人）

区 分	男 性	女 性
育児休業の承認件数	1	1
育児休業期間延長の承認件数	0	1
部分休業の承認件数	0	7

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

平成 28 年度の方限懲戒処分の状況は次のとおりです。

（単位：人）

区 分	分 限 処 分				懲 戒 処 分			
	免 職	休 職	降 任	降 給	免 職	停 職	減 給	戒 告
処分者数	0	3	0	0	0	0	0	0

6 職員の服務の状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げて職務に専念しなければなりません。職務遂行に関して職員が守るべき義務は次のとおりです。

区 分	内 容
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令等のために従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中全力で職責を遂行しなければなりません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等に限り、職務専念義務が免除されます。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、また、同様です。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の特定の政治的活動を行うことが制限されています。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。

7 退職管理の状況

平成 28 年度末における退職者（課長級以上）の再就職の状況

国の機関等 1 人
民間企業等 1 人

8 職員の研修の状況

職員研修実施状況（平成 28 年度）

（単位：人）

研修種別		受講者数	備考	
派遣研修	東京都市町村職員研修所	職層別研修	196	新任研修、係長研修、課長研修、部長研修、能力向上部門研修
		選択研修	95	講師養成研修、法務・自治体経営研修、能力開発研修、情報処理研修、専門職研修、技術職研修、実務研修、特別研修、スポット研修
	その他派遣研修	実務研修等	23	市町村職員中央研修所、自治大学校、国土交通大学校、日本経営協会、東京都福祉保健財団、東京都立多摩総合精神保健福祉センター、特別区職員研修所 等
小計		314		
独自研修	市	一般研修	262	新任職員研修、新任職員研修Ⅱ、新任職員フォロー研修、新任職員指導者研修、新任主任研修、新任係長・主査研修、新任課長研修、メンタルヘルス・ラインケア研修、評価者研修、組織的に活躍・貢献するための意識・行動向上研修、再任用職員研修
		実務研修	349	説明能力向上研修、庁内実務研修「財務会計システム更新に伴う研修」、実務研修「源泉徴収講座」
		特別研修	170	安全衛生科「生活習慣病予防」、普通救命講習、コーチング研修、クレーム対応マニュアル研修（レポート研修）、ダイバーシティ・マネジメント研修
自己啓発研修	通信教育講座 受講料助成事業		3	全国社会福祉協議会 外 1 社
職場研修	市		397	自治体における内部統制について、行政法～行政不服審査法を中心に～、改正行政不服審査法に基づく審査請求手続きについて、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について、あきる野市事業継続計画（BCP）について、財政区について、あきる野市防災行政無線及び安心メールについて 等
小計		1,181		
合計		1,495		

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）福利厚生制度

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、あきる野市職員互助会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

この互助会は、職員の会費及び市の補助金などで運営されています。職員の会費は毎月の給料月額に1000分の5を乗じた額で、市の補助金は平成28年度実績で職員1人当たり5,000円です。運営費の構成は職員の会費1に対して補助金は0.25の割合となっております。

また、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員の掛金と市の負担金の財源により、短期給付事業（医療等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（住宅貸付等）を行っており、国民年金、厚生年金健康保険及び国民健康保険などと同様に社会保険制度の一環とされています。

（2）健康診断の実施状況（平成 28 年度）

（単位：人）

区分	受診者数
定期健康診断	531
胃検診	105
VDT検診	236
婦人科検診	32
腰痛検診	323
ストレスチェック	517
計	1,744

(3) 公務災害補償の状況

公務上及び通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。(平成 28 年度中に認定された件数)

(単位：人)

区 分	傷 病	死 亡
公 務 災 害	0	0
通 勤 災 害	0	0

10 公平委員会の業務の状況

あきる野市は、11市5町8村12一部事務組合で共同設置している東京都市町村公平委員会に加入しております。業務内容としましては、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し必要な措置をとります。また、職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決をしています。

(1) 勤務条件等に関する措置の要求の状況 (単位：件)

前年度からの 継続案件	平成 28 年度 要求事案数	完結件数	翌年度継続 件 数
0	6	5	1

(2) 不利益処分に対する審査請求の状況 (単位：件)

前年度からの 継続案件	平成 28 年度 審査請求事案数	完結件数	翌年度継続 件 数
2	2	3	1

※ 問合せ 総務部職員課人事給与係 電 話 042-558-1111
内 線 2321・2322